

第2章 事前対策

1 防災体制の構築

(1) 県及び市町村等の防災体制

県及び鹿角市、仙北市は、秋田焼山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、火山活動に関する情報等の収集、避難収容活動に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、各々の地域防災計画等に基づき災害対策本部等を設置して、火山活動の状況及び噴火警戒レベルに応じた防災体制をとり、避難等の防災対応にあたる。

また、協議会の構成機関も必要に応じて、火山活動の状況に応じた防災体制をとる。

【噴火警戒レベルに応じた防災体制】

噴火警戒レベル	秋田県 (本庁)	秋田県 (地域振興局)	鹿角市	仙北市
1	通常体制	通常体制	通常体制	通常体制
2	災害警戒部 部長：総合防災課長 動員：第1動員	地域災害警戒部 部長：地域防災監 動員：指定職員	災害警戒対策室 室長：総務課長 動員：第3動員	災害対策部 部長：副市長 動員：第2動員
3	災害対策部 部長：危機管理監 動員：第2動員	地域災害対策部 部長：地域振興局長 動員：指定職員	災害警戒本部 本部長：総務部長 動員：第4動員	災害対策本部 本部長：市長 動員：第3動員
4	災害対策本部 本部長：知事 動員：第3動員	地域災害対策部 部長：地域振興局長 動員：指定職員	災害対策本部 本部長：市長 動員：第5動員	災害対策本部 本部長：市長 動員：第3動員
5	災害対策本部 本部長：知事 動員：第3動員	地域災害対策部 部長：地域振興局長 動員：指定職員	災害対策本部 本部長：市長 動員：第5動員	災害対策本部 本部長：市長 動員：第3動員

【災害対策現地本部の設置】

- 被害状況からみて、地域振興局に設置した地域災害対策部では対処が困難な場合は「秋田県災害対策現地本部」（以下、「現地本部」）を設置し、地域災害対策部の業務のほか、市からの応援要請に基づく応急対策業務を行う。
- 現地本部の設置場所は、国との合同会議の開催場所に合わせて設置することとし、秋田県鹿角地域振興局を第1候補とし、鹿角市役所を第2候補とする。

(2) 協議会の構成機関の役割

秋田焼山の噴火時における関係機関の主な役割は次のとおりである。

【構成機関の噴火時における主な役割】

主 体	噴火時の主な役割
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報、被害状況の収集、伝達 ●火山防災協議会の開催 ●管理道路の通行規制、情報提供 ●看板の設置 ●合同調整所の設置 ●自衛隊災害派遣要請 ●土砂災害対策 ●広域一時滞在時の避難手段の調整 ●登山者、観光客に対する情報提供 ●登山者等の安全確保対策 ●風評被害対策 ●報道機関対応
鹿角市 仙北市	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ●管理道路及び登山道の規制、情報提供 ●看板の設置 ●避難指示等の発令 ●自衛隊災害派遣要請の依頼 ●警戒区域の設定 ●避難所の開設、運営 ●避難誘導 ●警戒避難体制の強化・拡充 ●登山者、観光客に対する情報提供 ●登山者等の安全確保対策 ●風評被害対策 ●報道機関対応
仙台管区气象台 秋田地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動の監視、観測、情報提供 ●噴火警報、噴火警戒レベル、噴火速報等の発表 ●関係機関への情報提供及び解説 ●現地調査 ●報道機関対応
東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	<ul style="list-style-type: none"> ●道路規制情報等の提供 ●降灰量調査、降灰除去支援 ●土砂災害防止法に基づく緊急調査の対応

【構成機関の噴火時における主な役割】

主 体	噴火時の主な役割
陸上自衛隊 第21普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報、被害状況の収集、伝達 ●災害派遣（避難者の救助、搬送、収容、病院搬送等） ●救助活動
秋田県警察本部 鹿角警察署 仙北警察署	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ●救助活動 ●避難誘導 ●道路規制
鹿角広域行政組合消防本部 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ●救助活動 ●避難誘導
東北森林管理局 秋田森林管理署 米代東部森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ●入林者への規制情報の提供 ●林道への立入規制の実施 ●標識等の設置 ●降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
環境省（鹿角管理官事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ●火山情報の収集、通達、伝達 ●登山道規制、看板設置
十和田八幡平観光協会 田沢湖・角館観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客等の安全確保対策 ●風評被害対策
火山専門家	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動の状況に関する学術的助言 ●避難指示等の発令に関する助言 ●警戒区域、立入規制範囲等に関する助言等

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

県、鹿角市、仙北市による噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は次のとおりである。

① 噴火警戒レベルに応じた防災対応 (火口周辺)

予報 ／ 警戒	噴火警戒 レベル	火山活動の状況 または影響範囲	防災対応			
			各種対応	秋田県	鹿角市	仙北市
噴火予報	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。	【情報提供】	噴気や火山ガス等の状況に応じて立入規制や注意喚起を実施		
火口周辺警戒	2 (火口周辺規制)	●大きな噴石 ⇒想定火口域から概ね1 km ●火砕流・火砕サージ ⇒想定火口域から概ね1 kmの範囲及び叫沢上流域	【避難情報】 高齢者等避難 避難指示		澄川地熱発電所 大沼地熱発電所 大沼温泉 後生掛温泉 蒸ノ湯温泉 澄川地熱発電所★	大深温泉 玉川温泉 新玉川温泉 玉川酸性水中和処理施設
			【登山道規制】		ベコ谷地登山口 後生掛温泉登山口	玉川温泉登山口
			【道路規制】	国道341号と八幡平アスピーテラインとの交差点★ 国道341号と玉川温泉入口との交差点★		
			【避難誘導】	登山者等を規制範囲外へ誘導		
	3 (入山規制)	●大きな噴石 ⇒想定火口域から概ね4 km ●火砕流・火砕サージ ⇒想定火口域から居住地域近くまでの影響が及ぶと予想される河川流域(熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢) ●融雪型火山泥流 ⇒想定火口域から居住地域近くまでの影響が及ぶと予想される河川流域(熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢)と周辺の居住地域	【避難情報】 高齢者等避難 避難指示		志張温泉 澄川地熱発電所 大沼地熱発電所 大沼温泉 後生掛温泉 蒸ノ湯温泉 八幡平中学校◆ 八幡平小学校◆ 志張温泉◆ 永田地区◆	大深温泉 玉川温泉 新玉川温泉 玉川酸性水中和処理施設
			【登山道規制】		ベコ谷地登山口 後生掛温泉登山口 草の湯分岐 八幡平山頂南側	玉川温泉登山口
【道路規制】			国道341号と八幡平アスピーテラインとの交差点 八幡平アスピーテラインの県境地点 国道341号の長者の館前			
【避難誘導】	登山者等を規制範囲外へ誘導					

※ 表中の★は降灰を伴う噴火発生時のみ、◆は積雪期のみ

②噴火警戒レベルに応じた防災対応（居住地域）

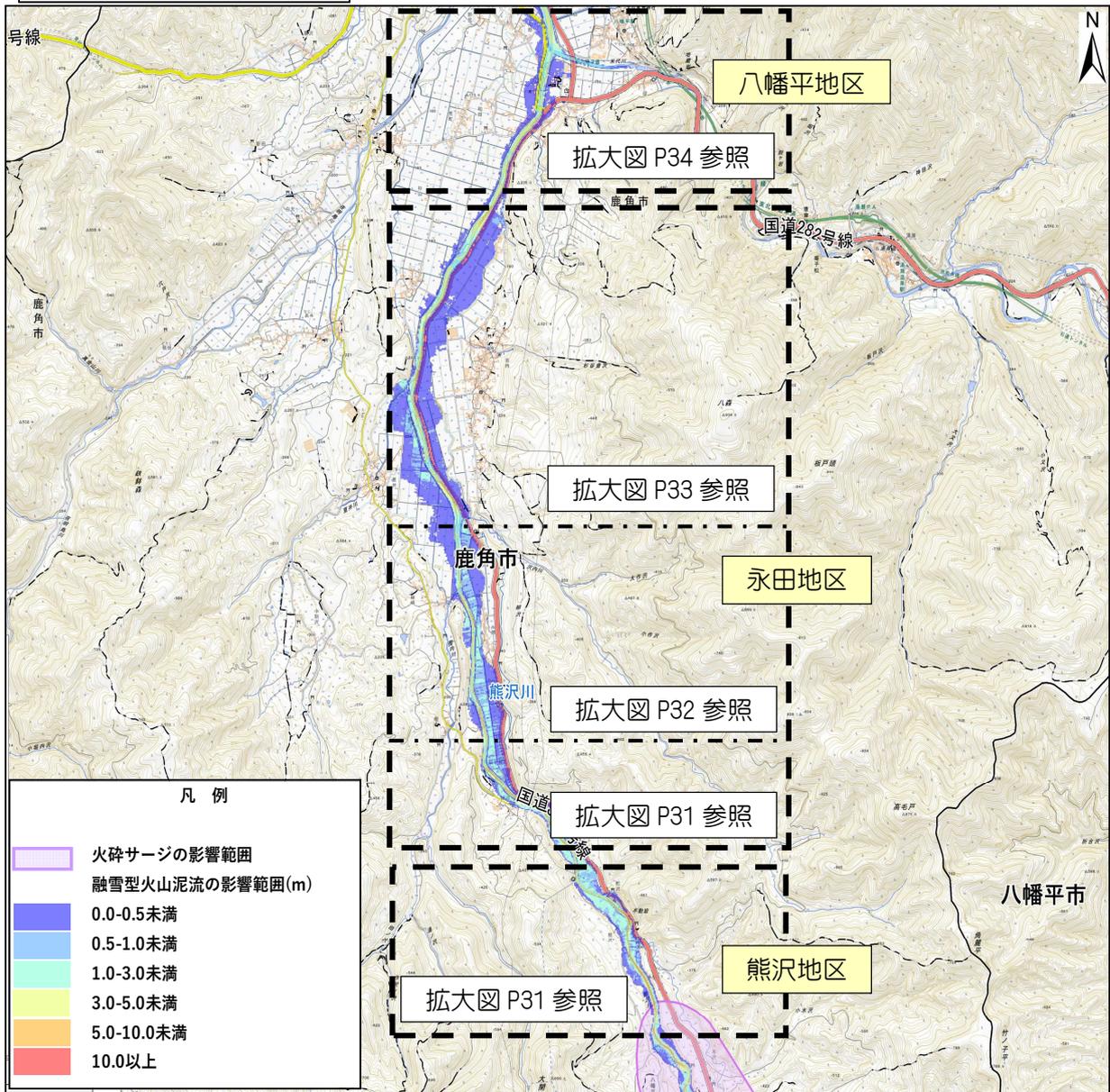
予報／ 警報	噴火警戒 レベル	影響範囲	防災対応				
			各種対応	秋田県	鹿角市	仙北市	
噴火警報	4 (高齢者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石 ⇒想定火口域から概ね4 km ●火砕流・火砕サージ ⇒影響が及ぶと予想される河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域 ●融雪型火山泥流 ⇒影響が及ぶと予想される河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域 	【避難情報】 <u>高齢者等避難</u> <u>避難指示</u>		水沢地区 熊沢地区 ◆ 八幡平地区 ◆ 尾去沢地区 ◆ 花輪地区 ◆	レベル3と同じ	
			【登山道規制】		レベル3と同じ		
			【道路規制】	レベル3と同じ			
			【避難誘導】	登山者等を規制範囲外へ誘導 要配慮者を避難所へ誘導			
	5 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな噴石 ⇒想定火口域から概ね4 km ●火砕流・火砕サージ ⇒影響が及ぶと予想される河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域 ●融雪型火山泥流 ⇒影響が及ぶと予想される河川流域（熊沢川、渋黒川、玉川、叫沢）と周辺の居住地域 	【避難情報】 <u>避難指示</u>		澄川地熱発電所 大沼地熱発電所 大沼温泉 後生掛温泉 蒸ノ湯温泉 八幡平中学校 ◆ 八幡平小学校 ◆ 永田地区 ◆ 志張温泉 水沢地区 熊沢地区 ◆ 八幡平地区 ◆ 尾去沢地区 ◆ 花輪地区 ◆	レベル3と同じ	
			【登山道規制】		レベル3と同じ		
			【道路規制】	レベル3と同じ	融雪型火山泥流による冠水の恐れがある道路の通行規制（熊沢川沿い）		
			【避難誘導】	登山者等を規制範囲外へ誘導 要配慮者・住民等を避難所へ誘導			

※ 表中の◆は積雪期のみ

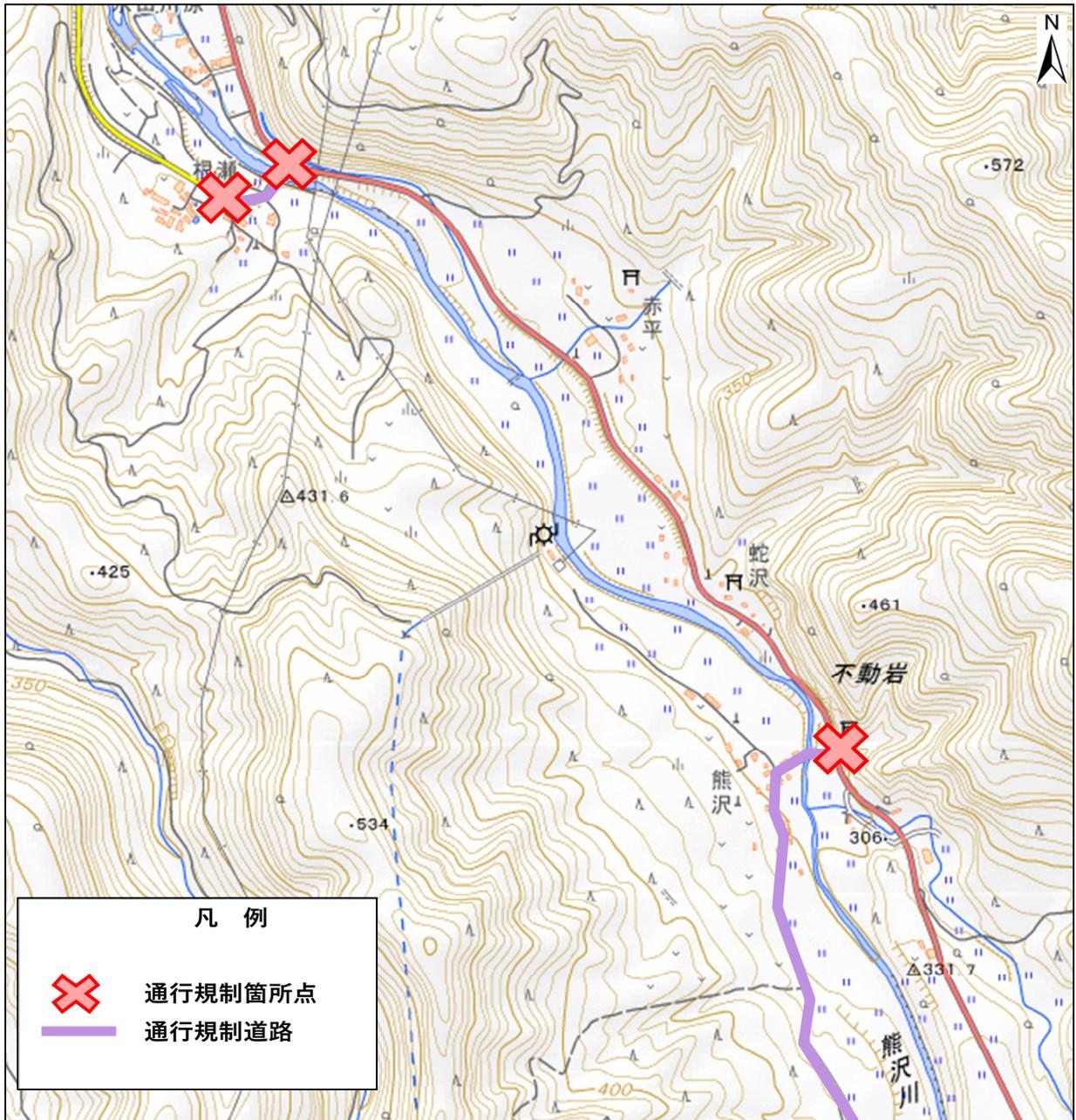
ア-1 通行規制箇所（水沢地区）



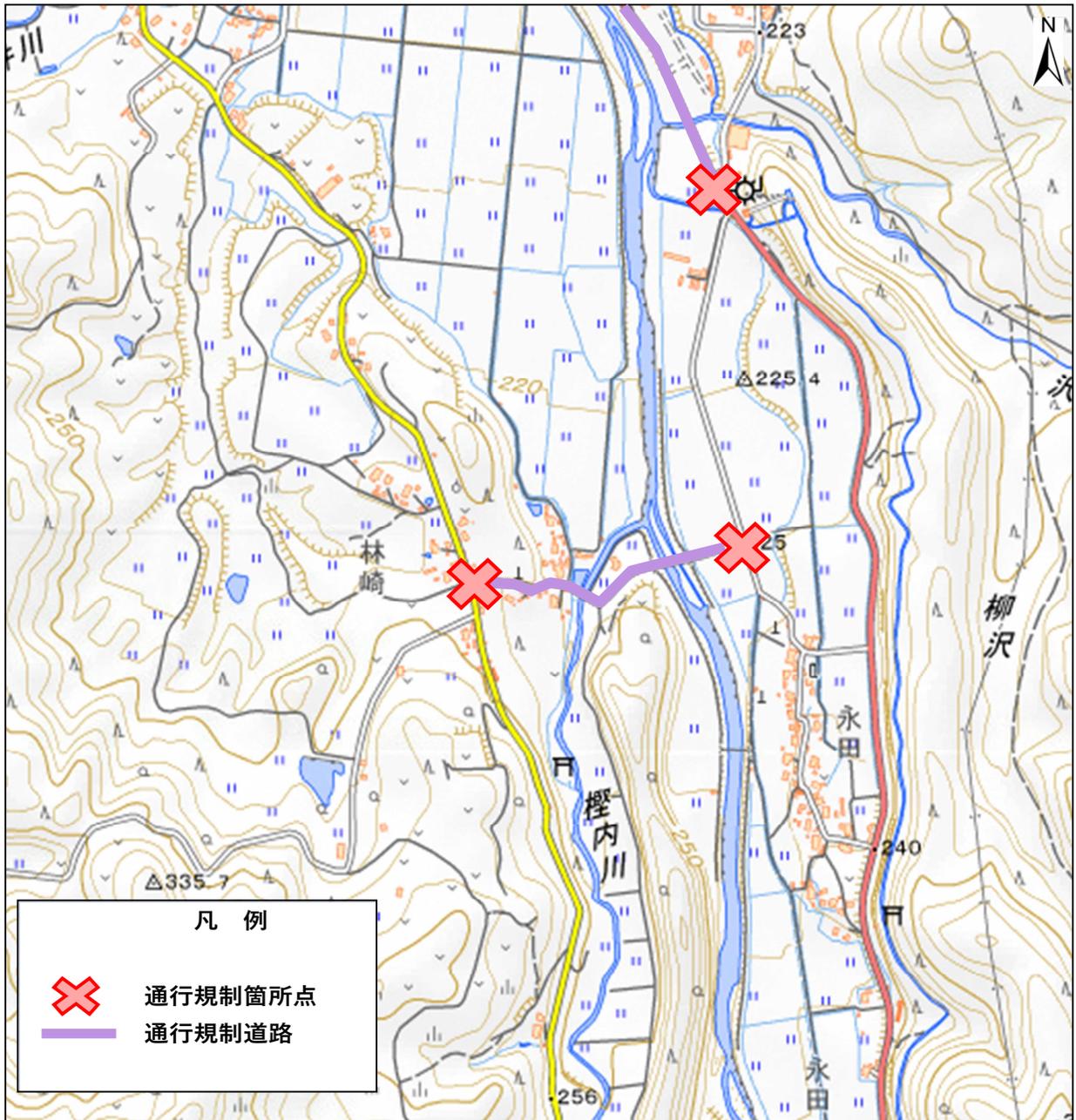
イ 熊沢・永田・八幡平地区



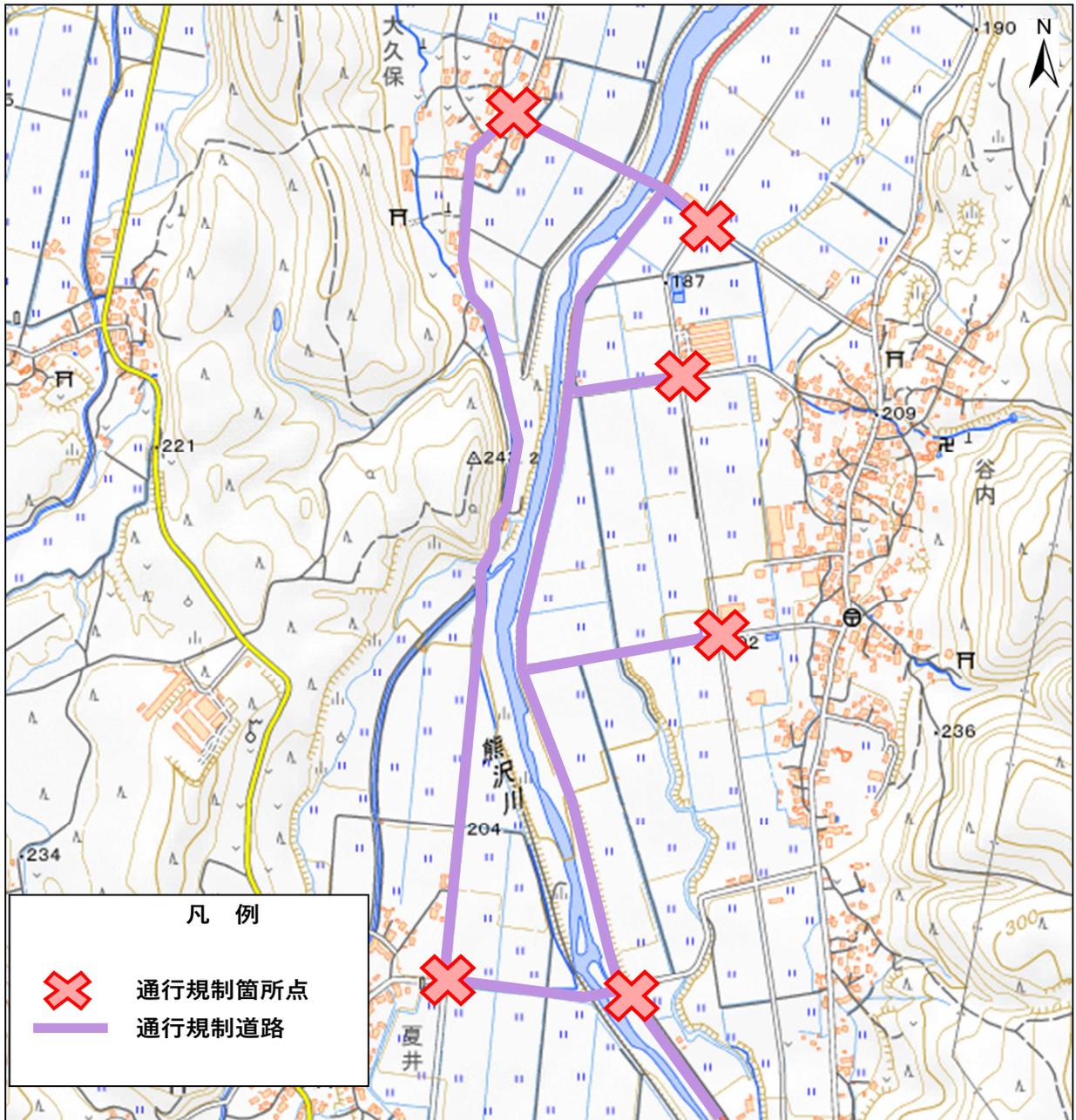
イ-1 通行規制箇所（熊沢、永田（根瀬）地区）



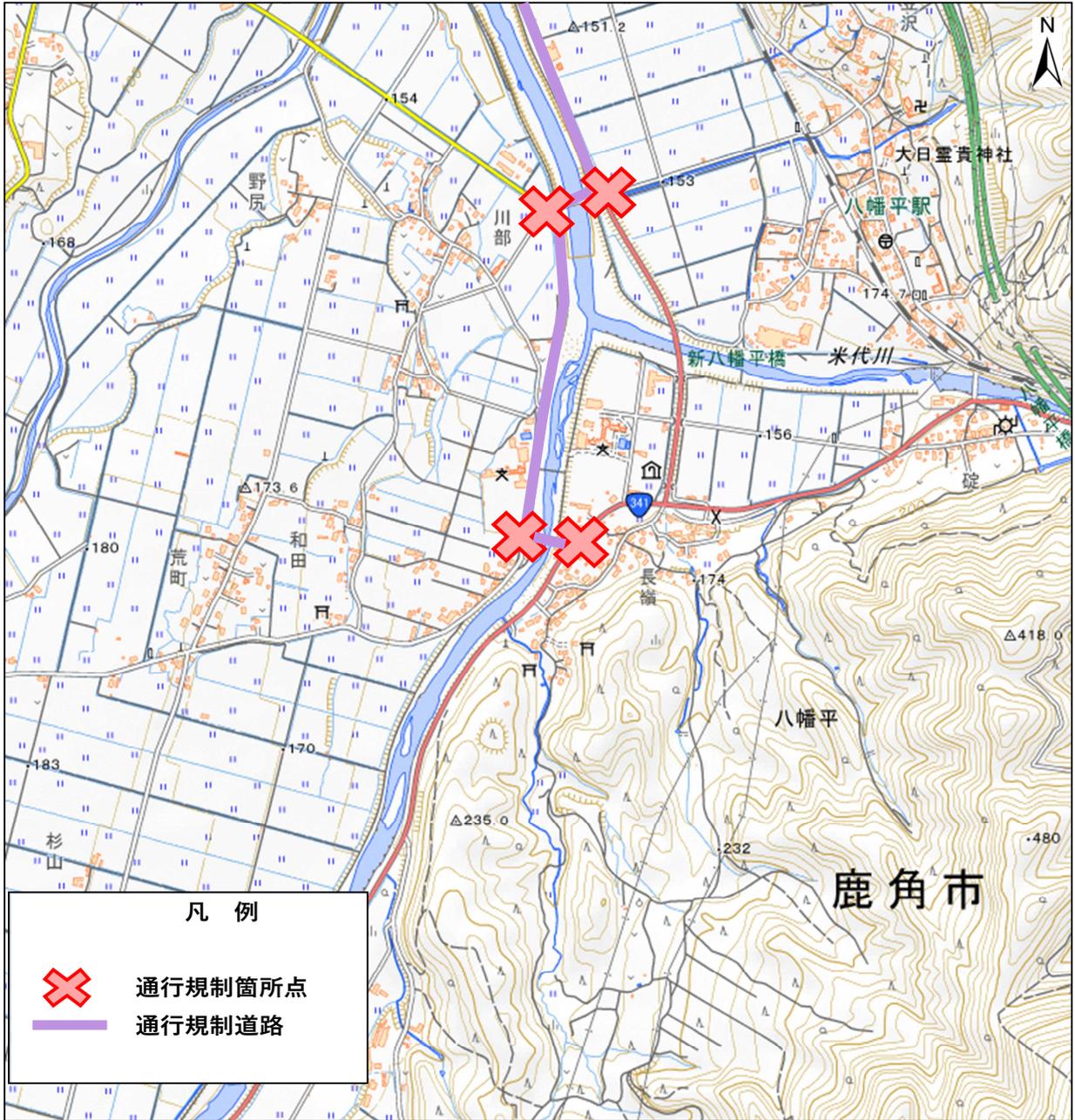
イ-2 通行規制箇所 (永田地区)



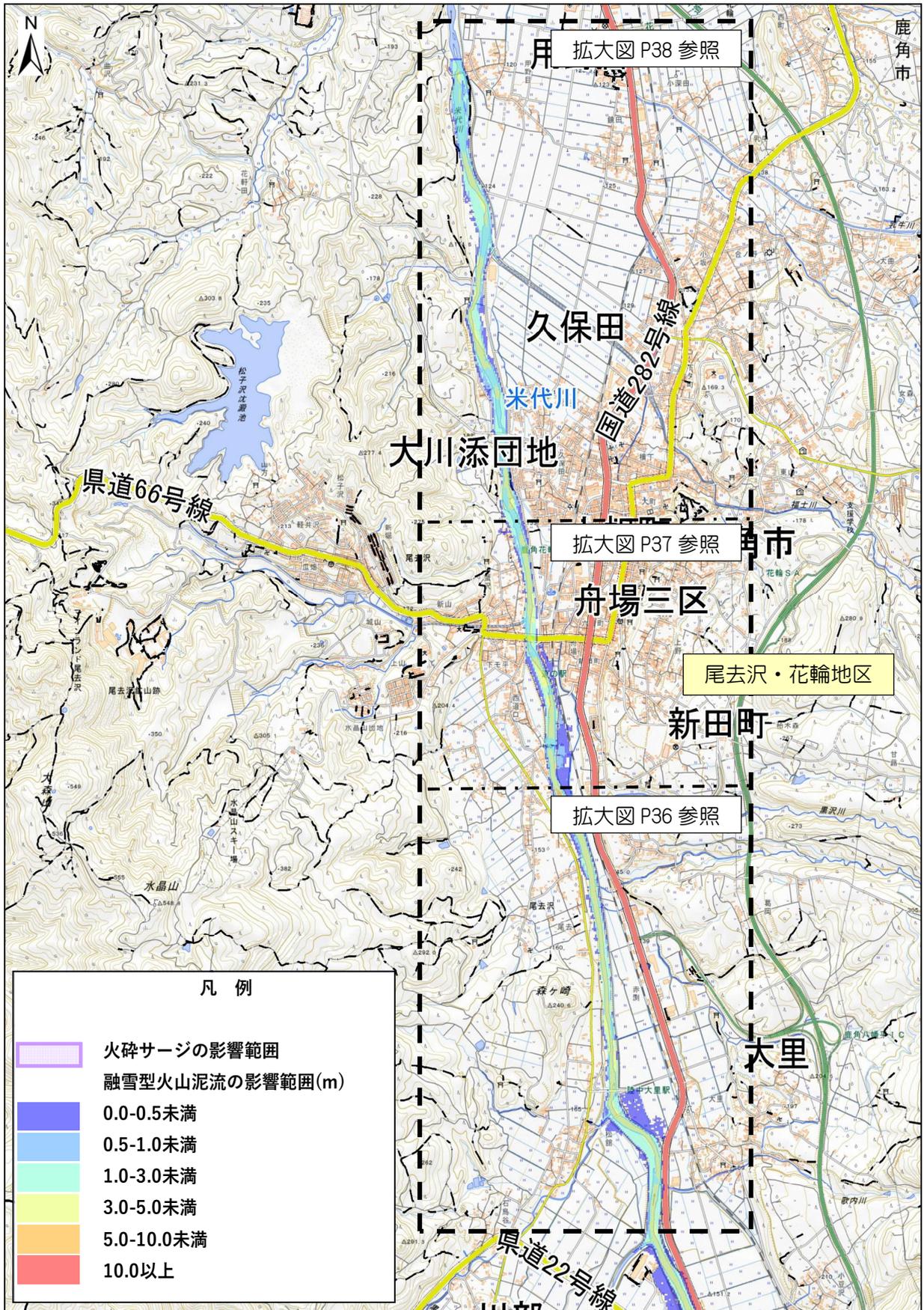
イ-3 通行規制箇所 (永田地区)



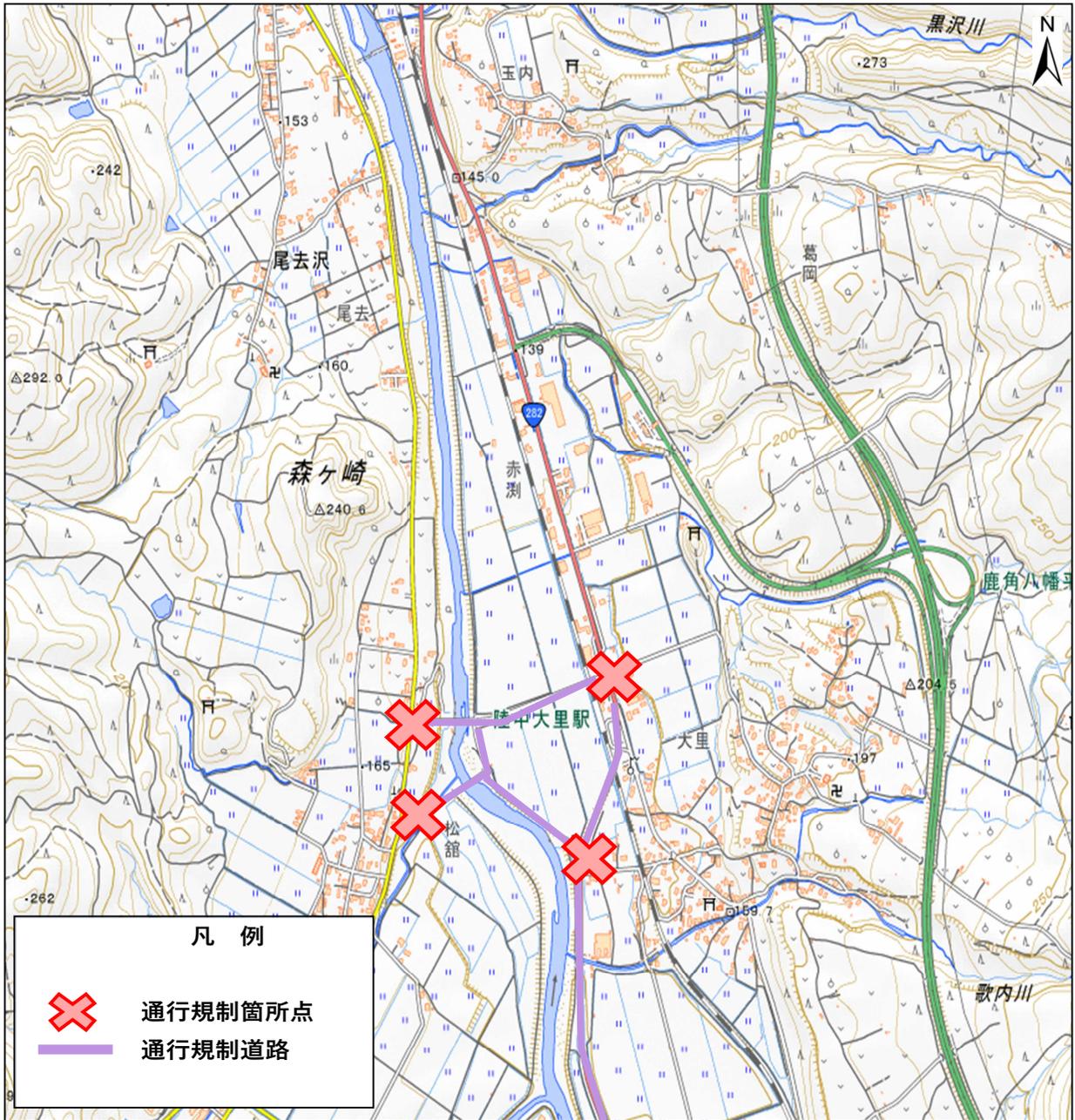
イ-4 通行規制箇所（八幡平地区）



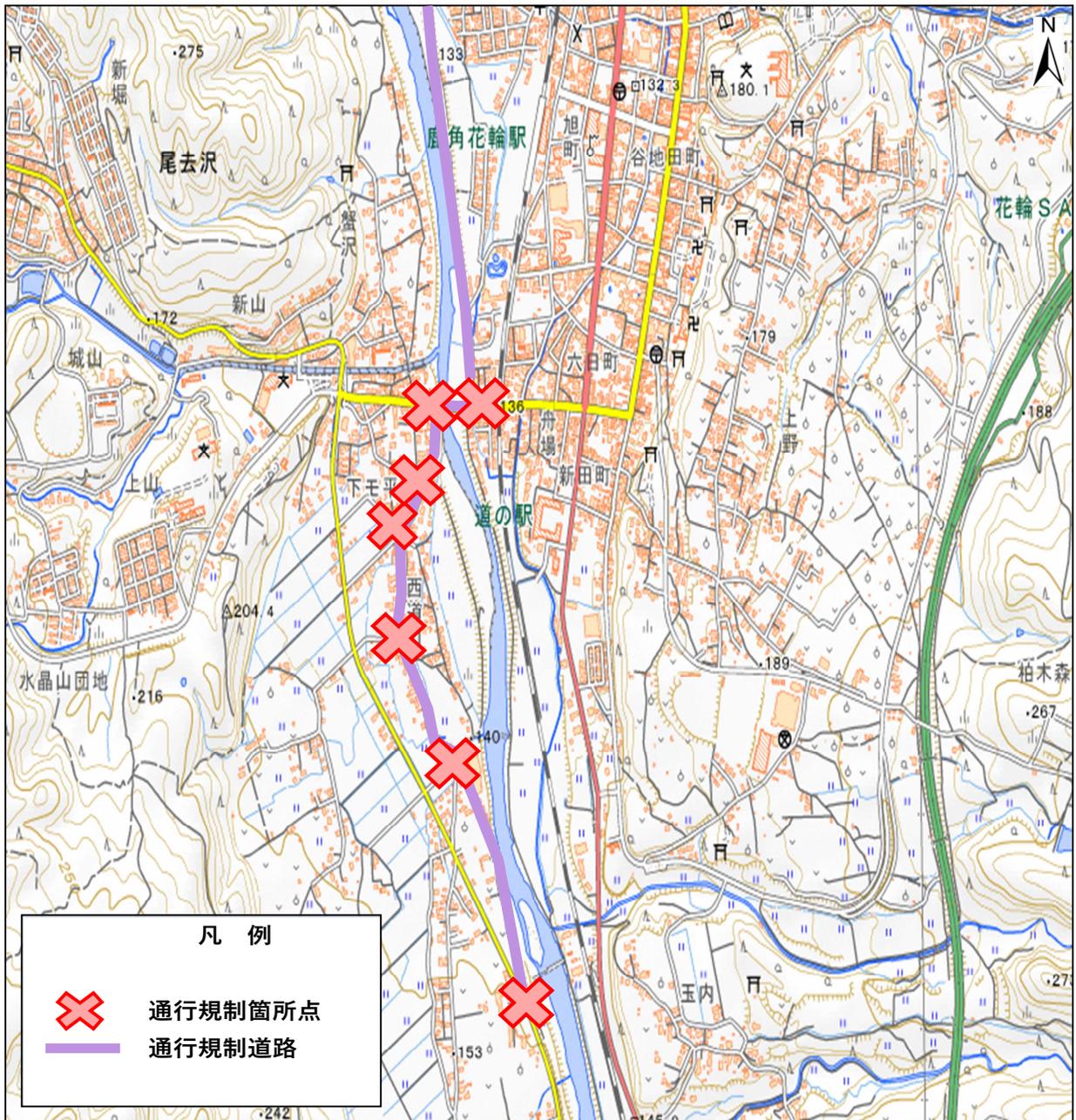
ウ 尾去沢・花輪地区



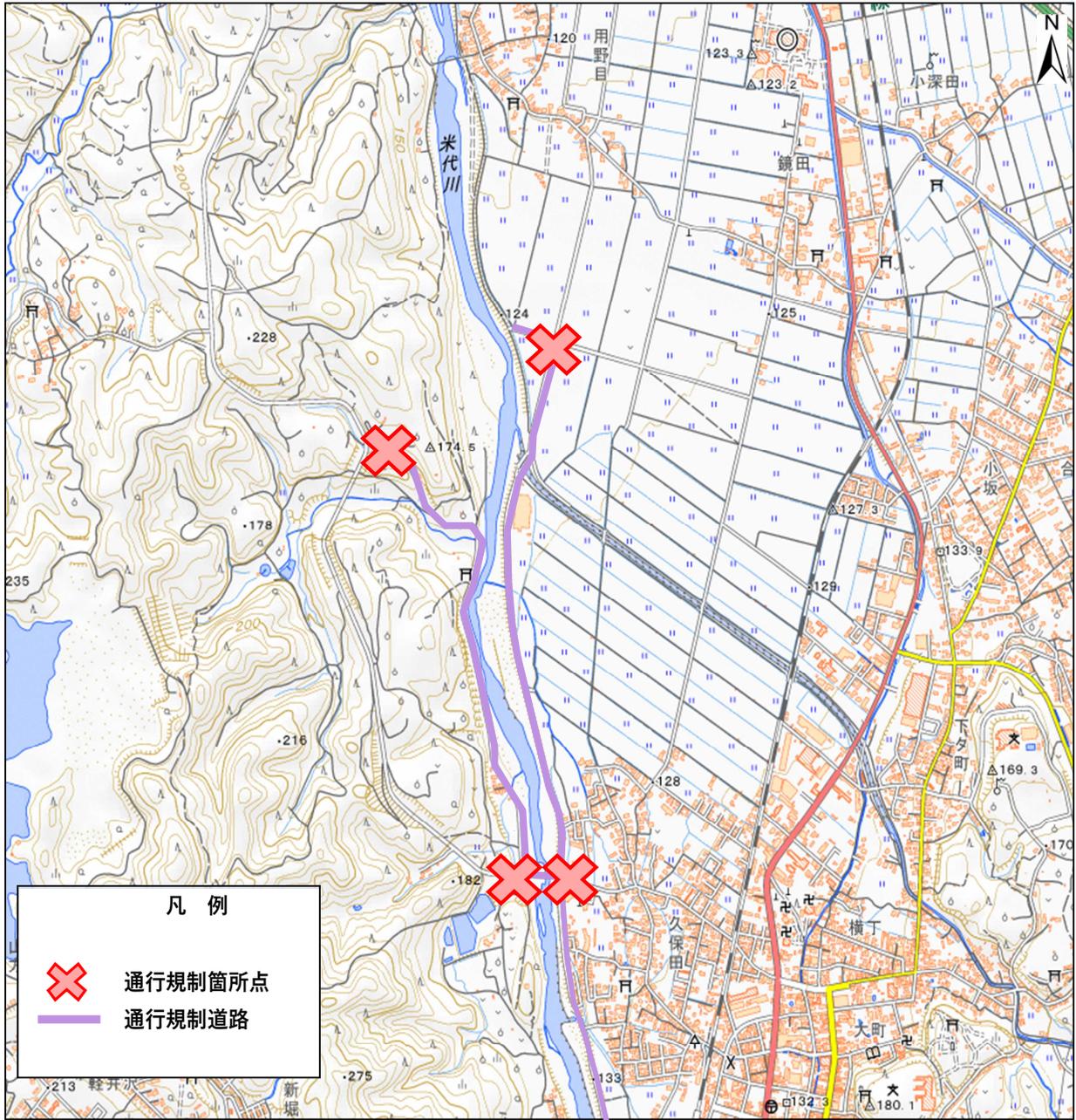
ウー1 通行規制箇所 (尾去沢・花輪地区)



ウー2 通行規制箇所 (尾去沢・花輪地区)



ウー3 通行規制箇所 (尾去沢・花輪地区)



(4) 溶岩流及び（火口噴出型・降雨型）泥流と防災対応の整理

①溶岩流

ア 中規模噴火時

中規模噴火の場合、溶岩流は保全対象には達せず、途中の山麓で概ね停止する。
登山者等は、溶岩流の流下方向に注意しつつ避難（下山）する必要がある。

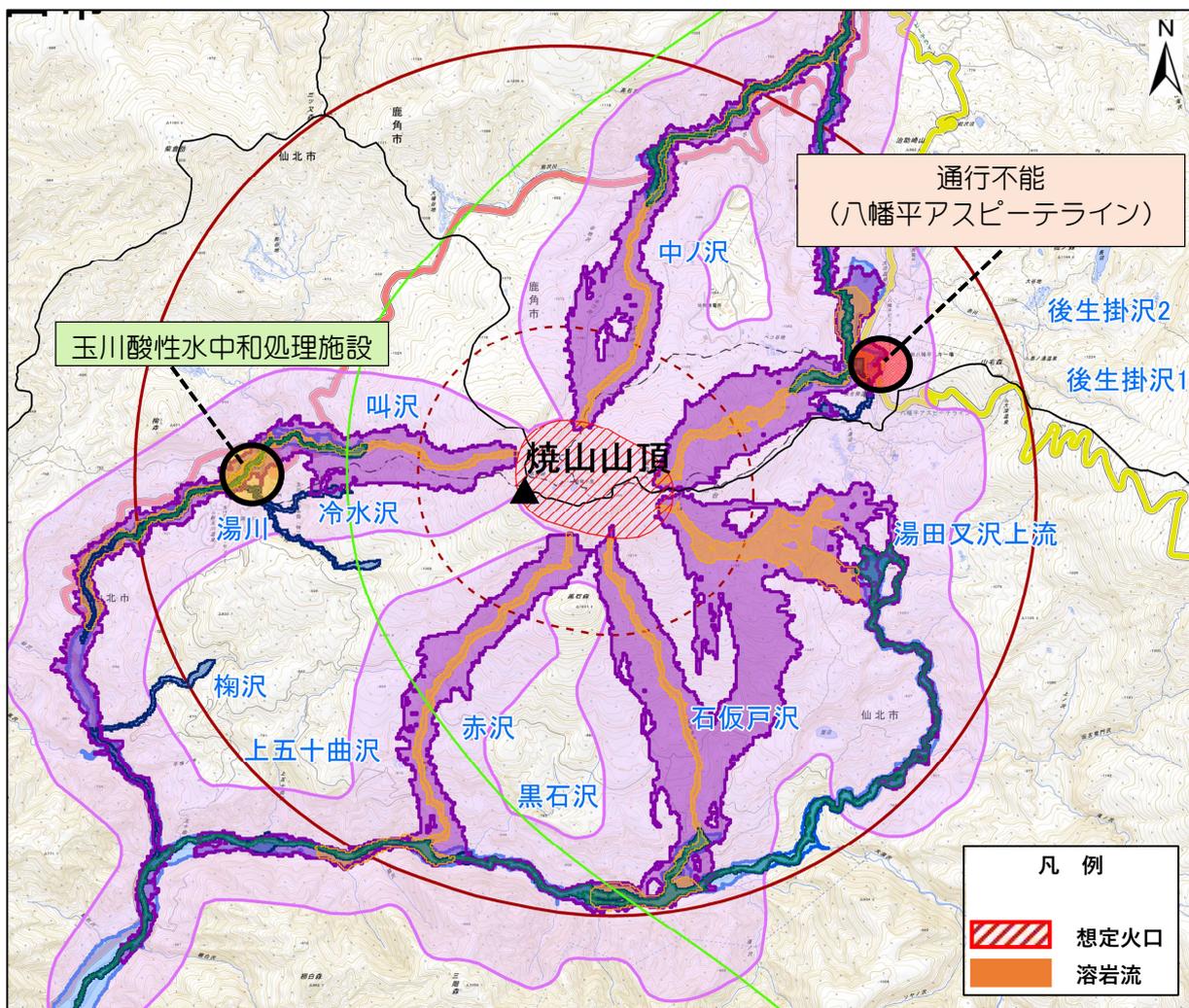
イ 大規模噴火時

大規模噴火が発生した場合、叫沢から流出した溶岩流が玉川酸性水中和処理施設に到達し、後生掛沢から流出した溶岩は、八幡平アスピーテラインに到達する。

登山者等は、溶岩流の流下方向に注意しつつ避難（下山）する必要がある。

なお、大規模噴火発生時には、噴火警戒レベル4または5が発表され、レベルに応じた防災対応がとられることになる。

【溶岩流の影響範囲（大規模噴火時）】



②火口噴出型泥流

ア 小規模噴火時

小規模噴火時は、国道 341 号（叫沢）に到達するが、泥流による影響は想定されていないため、適宜、道路の安全を確認の上、通行規制は実施しない。

登山者等は、付近の河川に近づかないよう注意する必要がある。

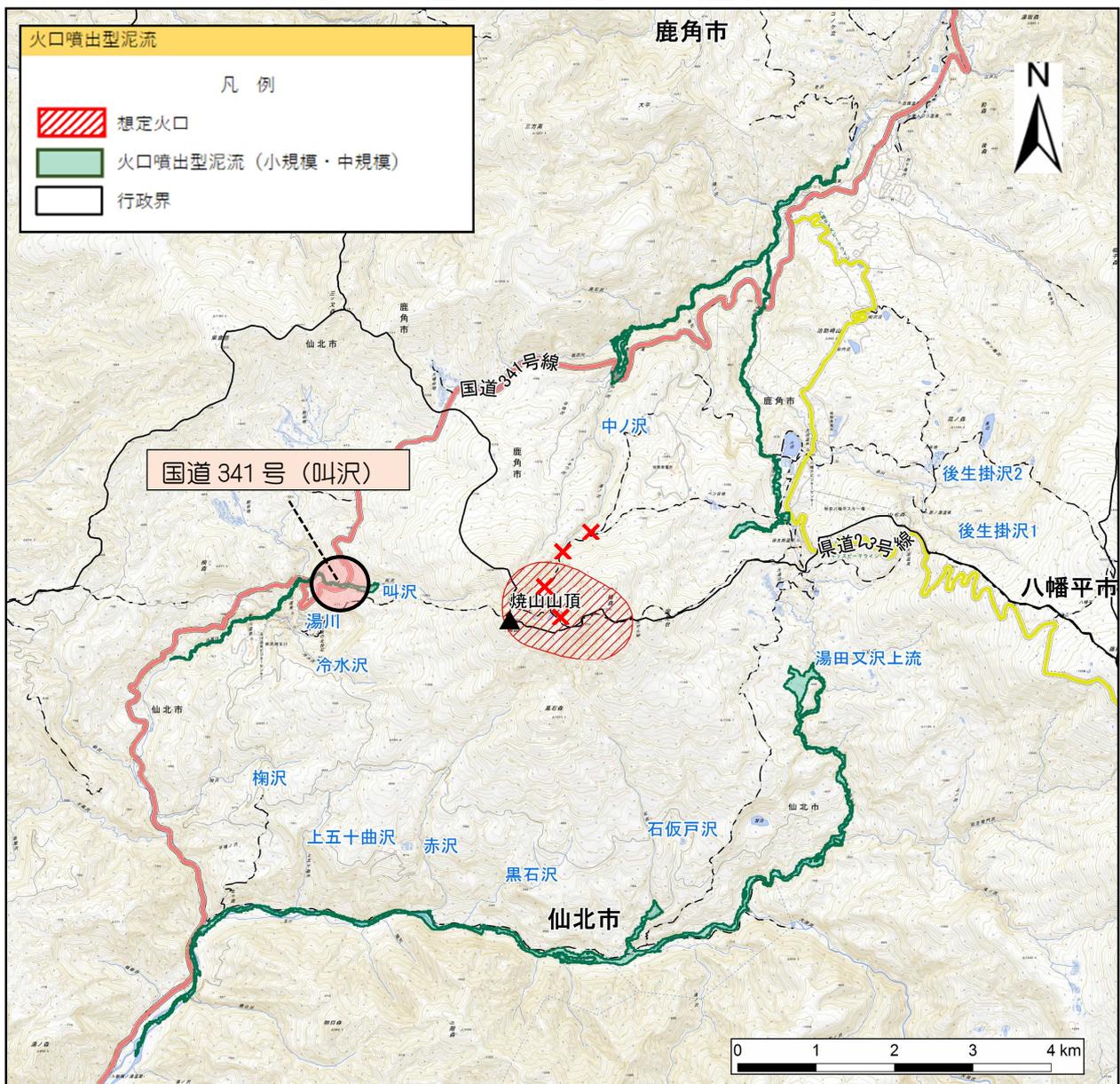
なお、降灰を伴う小規模噴火の発生により、噴火警戒レベル 2 が発表された場合は、P 1 4 に記載しているレベルに応じた防災対応（道路の通行規制及び登山道の規制）を実施する。

イ 中規模噴火時

中規模噴火時は、国道 341 号（叫沢）に到達し、道路に影響があるため、県道路管理者による通行規制が必要になる。

なお、中規模噴火の発生により噴火警戒レベル 3 が発表された場合は、P 1 5 に記載しているレベルに応じた防災対応（道路の通行規制及び登山道の規制）を実施する。

【小・中規模噴火時における火口噴出型泥流の影響範囲（降雨型泥流の影響範囲と同じ）】



※ 令和 4 年 7 月より、山頂からベコ谷地登山口方面の登山道は、火山ガスの影響により規制中(図中の×)

③降雨型泥流（土石流）

ア 小規模噴火時

小規模噴火が発生した場合、玉川温泉、後生掛温泉に到達し、また、国道 341 号（叫沢、栲沢）において通行不能となる。

国土交通省は、噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積し、少量の雨でも土石流による重大な土砂災害が急迫している場合、土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を県や市に通知し、また、一般に周知するものとする。

県は、必要に応じて協議会を開催し、関係機関と通行規制や避難情報の発令等について協議するとともに、市の防災対応について助言する。

県道路管理者は、土砂災害緊急情報や協議会の意見を踏まえ、国道 341 号の通行規制を実施する。

市は、玉川温泉、後生掛温泉等に避難情報を発令するとともに、避難誘導にあたる。

避難促進施設の所有者又は管理者（以下、「避難促進施設の管理者」）は、施設利用者及び周辺の登山者等に避難情報を周知するとともに、避難誘導にあたる。

なお、小規模噴火の発生により噴火警戒レベル 2 が発表されている場合は、レベルに応じた防災対応として、県道路管理者による通行規制は実施済みであるが、さらに通行規制を実施すべき箇所がないか確認の上、必要に応じて追加で通行規制を実施するものとする。

イ 中規模噴火時及び大規模噴火時

小規模噴火時と保全対象に変わりはないため、防災対応についても同様とする。

なお、中規模以上の噴火の発生により噴火警戒レベル 3 以上が発表されている場合は、レベルに応じた防災対応として、県道路管理者による通行規制は実施済みであるが、さらに通行規制を実施すべき箇所がないか確認の上、必要に応じて追加で通行規制を実施するものとする。

【大規模噴火時における降雨型泥流（土石流）の影響範囲】

